



資料編

[用語解説]

■ エコパートナーくまもと

熊本に暮らす市民、営む事業者、活動する民間団体、行政等が協働して地球市民としての環境に配慮した行動を推進し、良好な環境を目指すものであり、現在、9つのワーキンググループを編成して活動を推進している。

■ オープンスペース

公園、広場、河川、湖沼、山林、農地など、建物によって覆われていない土地で道路等を除いた土地の総称。

■ 熊本市水源かん養林整備方針

本市では、地下水保全を目的とした森林整備が今後の最優先課題であり、より効果が発揮できる地域において、さらに持続性を持ったかん養効果の高い森林づくりを行う必要があることから、今後の新たな森林整備について基本的な考え（事業対象地域、事業手法、事業規模等）をまとめたもの。

■ 森林整備協定

森林法第10条の13に基づき、分収造林契約を締結することによって、上下流の地方公共団体が連携して森林の造成や整備を推進することで、森林の持つ公益的機能を高め、住民生活に欠かすことのできない水資源の確保などを約する協定。

■ 水源かん養林

森林には水を浸透させたり、蓄える力「水源かん養機能」を持っており、この機能が高い森林を「水源かん養林」という。

■ 水土保全

森林のもつ、水源かん養機能又は山地災害防止機能を水土保全という。

■ 潜在自然植生

人間が一切手を加えず、その土地の気候風土に応じて育つ植物のこと。つまり、その土地本来の緑のこと。

■ 総合設計制度

一定規模以上の敷地面積を有し、交通・安全・防火・衛生上支障がなく、敷地内に一定割合以上の空地があり、市街地の環境の整備・改善に役立つ建築物に対して、容積率や高さなど建築基準法上の規制を緩和する制度のこと。

■ 地下水かん養

雨水が、森林や農地等で土中に浸透し帯水層に地下水として貯えられること。

■ 地下水かん養域

雨水がしみ込みやすく、地下水になりやすい地域。熊本市では市の東部・北部地域が該当する。

■ 特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図ることを目的とし、都市計画法で定める地域地区。なお、平成16年における都市緑地保全法から都市緑地法への改正により従前の緑地保全地区の名称が変更になり、内容については変更されていない。

■ バリアフリー

人々の社会参加を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的な全ての障壁（バリア）を取り除く（フリー）こと。

■ ヒートアイランド現象

都市独自の局地的気候。経済の発展につれて人口が都市に集中し大気を冷やす働きをする森林や畑の減少だけでなく、家、ビル、工場、高速道路の建設により、大量の人工熱、放射熱と大気汚染物質が放出され、最低気温が下がらなくなる現象をいう。等温線を描くと都心部が海に浮かぶ島の形に似ることからヒートアイランド（熱の島）と名づけられている。

■ 標徴種

土地の植生を知る際に重要で、いくつかの植物の組み合わせにより植生を決定する植物種を標徴種と呼ぶ。

■ ビオトープ

特定の生物群集が生息していくことができるような、生物学的にみても良好な環境の空間。または、自然の生態系に接することができる場所として整備された空間。

■ PI(パブリックインボルブメント)

計画づくりの初期の段階から、関係する市民等に情報を提供しつつ、広く意見を聴き、それらを計画づくりに反映すること。

■ ふるさとの森基金

市街地に残された貴重な緑を保全するため、平成元年に「ふるさとの森基金」を設立したものの。現在の基金額は5億8,986万円(平成15年度末現在)。

■ ふれあいの森林

たくさんの人々が、私たちの身近な財産である緑とふれあう機会を増やし、自然保護に対する意識を高めることを目的に、昭和62年5月にオープンした施設。

■ ふれあい美化ボランティア制度

市民の皆さんで構成されたグループ、自治会、企業などの団体が、市の道路・河川・公園、町内区域など身近な公共スペースについて市と協定を結び、わが子のように愛情を持って清掃・美化活動などを行い、市が支援する制度。

■ ランドマーク

一般的には周辺から見ることでできる高さのあるもので、都市や地域の目印となる象徴的な景観要素のこと。

■ 緑化地域

都市緑地法に基づき、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地等において緑化を推進する必要がある区域について、市町村が都市計画に緑化地域を定めることができる制度。敷地が大規模な建築物について、緑化率の最低限度の規制を行うものである。

■ 緑地協定

都市緑地法に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地等の所有者全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全又は緑化の推進に関する協定。

■ 緑地保全地域

都市緑地法に基づき、比較的広域的な見地から緑地を保全するため、都市整備と調和しつつ、総体としての緑を維持保全していくことが必要な緑地について、都市計画で定め、行為の届出により緑を保全する地域。